

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和 8 年外為法改正の国会論議
著者 / 所属	瀬戸 伽月 / 財政金融委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	487 号
刊行日	2026-9-29
頁	47-61
URL	https://www.sangiin.go.jp/jpn/shiryo/chousa/rippou_chousa/backnumber/20260929.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

令和 8 年外為法改正の国会論議

瀬戸 伽月

(財政金融委員会調査室)

1. はじめに
2. 改正前の外為法における対内直接投資審査制度の概要
3. 本改正案の提出の経緯及び概要
4. 主な国会論議
5. おわりに

1. はじめに

対内直接投資は、海外資本の流入等を通じ、我が国経済の持続的成長に寄与するものとして、その一層の促進が図られている。一方で、安全保障の裾野が経済分野に急速に拡大する中、対内直接投資の促進と経済安全保障の確保の両立が課題となっている。

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）は、対外取引自由を原則としつつ、必要最小限の管理又は調整を行うこととしている。同法では、国の安全保障上懸念のある技術等の流出等を防ぐため、外国投資家による本邦企業への一定の投資について事前届出を求め、審査を行うこととしている（対内直接投資審査制度^{1, 2)}）。

対内直接投資審査制度の高度化を図る「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案」（閣法第27号。以下「本改正案」という。）は、第221回国会（特別会）において、令和 8 年 5 月 29 日の参議院本会議で多数をもって可決、成立した（令和 8 年法律第30号）。本稿は、対内直接投資審査制度の概要を紹介した上で、本改正案の提出の経緯、概要及び主な国会論議を整理するものである。

¹ 対内直接投資審査制度は、外為法の特別法として昭和25年に制定された外資に関する法律（昭和25年法律第163号）により創設され、同法において、外資の導入は原則として主務大臣の認可が必要とされていた。同法は昭和54年の法改正で廃止され、外為法（当時は「外国為替及び外国貿易管理法」）に統合された。また、それまでの認可制度は届出制度に改められ、制度面での自由化が進められた。

² 対内直接投資の取扱いについて定める多国間の国際法上の条約は存在しないが、OECD加盟国は、資本移動自由化規約の範囲内で対内直接投資に係る規制を行っている。同規約では、原則として資本取引は自由化することとされ、「公の秩序の維持」「公衆の衛生、道徳及び安全の保護」「安全保障のための不可欠な利益保護」「国際平和及び安全に関する義務の履行」の目的から加盟国において必要な措置を執ることを妨げるものではないとしている（経済産業省通商政策局編『2021年版不正貿易報告書』403頁）。

2. 改正前の外為法における対内直接投資審査制度の概要

近年の外為法改正では、対内直接投資審査制度について相次いで見直しが行われてきた。例えば、平成29年外為法改正³では、特定取得の事前届出対象への追加や措置命令の導入等の規制強化が行われた。また、令和元年外為法改正⁴では、事前届出免除制度の導入による規制緩和と、事前届出対象の見直しによる規制強化とのバランスを取った改正が行われた。

（１）事前届出の対象等

外為法では、外国投資家⁵が行う一定の種類の取引や行為を「対内直接投資等」と定義し、指定業種⁶を営む本邦企業に対して対内直接投資等を行う場合などには、原則として事前届出を求めている。対象となる外国投資家は、あらかじめ、対内直接投資等に係る事業目的、金額、実行の時期等を財務大臣及び事業所管大臣⁷に届け出る必要がある（外為法第27条）。

「対内直接投資等」には、国内の上場会社の発行済株式総数又は総議決権の1%以上の取得や、非上場会社の株式又は持分の取得、会社の事業目的の実質的な変更等に関する同意などが含まれる⁸（外為法第26条第2項各号）。また、国内の非上場会社の株式又は持分を他の外国投資家からの譲受けにより取得する場合は、外為法上「特定取得」と定義され（外為法第26条第3項）、特定取得に係る指定業種を営む本邦企業に対して行う場合に、事前届出が必要となる（外為法第28条）。なお、指定業種以外の業種（非指定業種）に対する対内直接投資等は、事前届出の対象外となるが、事後報告が必要となる場合がある⁹。

（２）事前届出の審査の流れ

事前届出を受理した財務大臣及び事業所管大臣は、届出に係る対内直接投資等又は特定取得が「国の安全等に係る対内直接投資等¹⁰」又は「国の安全に係る特定取得^{11、12}」に該当

³ 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（平成29年法律第38号）。特定取得については2.（1）、措置命令については2.（2）を参照。

⁴ 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和元年法律第60号）。事前届出免除制度については2.（3）、事前届出対象の見直しについては後掲注8を参照。このほか、後掲注45、後掲注46も参照のこと。

⁵ 非居住者である個人、外国法令に基づき設立された法人その他の団体、これらの者から50%以上の出資を受ける本邦企業など（外為法第26条第1項各号）。

⁶ 武器、航空機、原子力、宇宙関連、サイバーセキュリティ関連、インフラ関連業種など。

⁷ 対内直接投資審査に係る業務は、制度を所管する財務省及び規制対象業種の事業所管省庁が担っている。事業所管省庁の一つである経済産業省は、経済安全保障の確保に重要な半導体、工作機械など、事前届出の対象業種の大部分を所掌し、事前届出の約9割の審査を担当している（対日外国投資委員会議事録（令8.6.29）3頁）。

⁸ 令和元年外為法改正により、上場会社の株式取得時の事前届出に係る閾値が10%から1%へ引き下げられるとともに、役員への就任及び重要事業の譲渡等が事前届出の対象に追加された。

⁹ 外為法第55条の5第1項。事前届出を行った場合、本項に基づく事後報告は不要となる（同項ただし書）。

¹⁰ 対内直接投資等については、外為法第27条第3項第1号に規定する4つの要件（①国の安全を損なうか、②公の秩序を妨げるか、③公衆の安全の保護に支障を来すことになるか、④我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになるか）を満たすかどうかについて、審査が行われている（財務省「外為法・投資審査制度アニュアルレポート 年次報告書（2025年度）」（令8.7.31）（以下「年次報告書」という。）19頁）。

¹¹ 特定取得については、国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい特定取得に該当するか否かについて、審査が行われている（年次報告書19頁）。

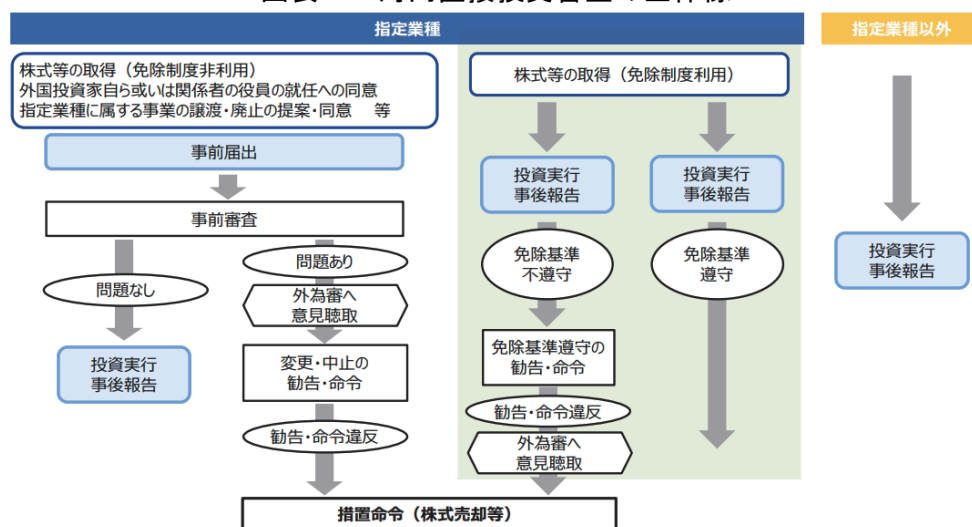
¹² 特定取得の規制対象は、対内直接投資等と比較した場合に限定的となっている。これは、投資協定等における安全保障例外規定（自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める措置について新たに差別的な規制措置を導入することを可能とするもの）の中には、OECD資本移動自由化規約における国家安全

するかを審査する（外為法第27条第3項、第28条第3項）（図表1）。なお、届出の受理から30日を経過するまで¹³当該届出に係る投資等は実行することができない（投資禁止期間）。

審査に当たっては、実務上、事業所管省庁から外国投資家に対し、届出事項に関連する詳細な説明・追加情報の提供を求める質問票の送付を行う場合がある¹⁴。また、審査が30日以内に終了しなければ、投資禁止期間は延長される場合がある¹⁵。

審査の結果、国の安全等に係る対内直接投資等又は国の安全に係る特定取得に該当する場合には、関税・外国為替等審議会（以下「外為審」という。）の意見聴取を経て、当該投資等に対する内容変更又は中止の勧告・命令を行うことができる¹⁶。また、勧告・命令に違反する場合には、取得した株式等の処分などの必要な措置を命ずることができる¹⁷。

図表1 対内直接投資審査の全体像



（出所）年次報告書4頁

（3）事前届出免除制度

外国投資家による指定業種への対内直接投資等又は特定取得であっても、役員に就任しない、非公開の技術関連情報にアクセスしないなど、一定の基準（免除基準）を遵守する

保障の例外規定よりも限定的なものもあることから、導入時点では「国の安全を損なうおそれが大きい特定取得」に限定することにより、こうした安全保障例外規定に抵触しないようにしている（今村英章ほか編著『詳解 外為法 対内直接投資等・特定取得編』（商事法務、令和3年）249頁）。

¹³ 問題のない投資は禁止期間の短縮が可能である（外為法第27条第2項ただし書、第28条第2項ただし書）。

¹⁴ 届出書への記載及び質問票のやり取りを通じた回答・情報提供を踏まえ、国の安全等に係る対内直接投資等に該当する懸念を払拭できない場合、事業所管省庁が、当該取引に関する遵守事項を届出者に提示し、届出者がその遵守について届出書上で誓約することを、事実上クリアランス（審査の通過）の条件とする実務運用がなされている。この場合、事業所管省庁から自主的に当初届出の取下げを求められ、誓約事項を含む届出を改めて新規の届出として行うことが実務上多く見られるとされる（新城友哉ほか編著『M&A・投資における外為法と海外の投資規制の実務（第2版）』（中央経済社、令和7年）119～121頁）。

¹⁵ 審査の必要があると認めるときは、4か月まで延長が可能とされ（外為法第27条第3項、第28条第3項）、最長で5か月まで延長されることがある（外為法第27条第6項、第28条第6項）。

¹⁶ 勧告・命令の事例としては、英国に拠点を置くTCIFファンドによる電源開発株式会社（Jパワー）株式の追加取得に対する中止勧告・命令（平成20年）、アジア系ファンドのMBKパートナーズによる株式会社牧野フライズ製作所の買収に対する中止勧告（令和8年）がある。

¹⁷ 平成29年外為法改正により外為法第29条が新設されて以来、同条に基づく措置命令の事例はない。

場合には、事前届出義務を免除し、事後報告のみを求めている（事前届出免除制度。以下「免除制度」という。）（外為法第27条の2、第28条の2）。

免除制度を利用して対内直接投資等又は特定取得を行った外国投資家が免除基準に違反する場合は、免除基準を遵守するために必要な措置を講ずべきことの勧告・命令を行うことができる。また、当該命令に違反する場合であって、国の安全等に係る対内直接投資等又は国の安全に係る特定取得に該当する場合には、外為審の意見聴取を経て、取得した株式等の処分などの必要な措置を命ずることができる。

なお、過去に外為法に違反して処分された者、外国政府、外国の国有企業等¹⁸、外国政府等の情報収集活動に協力する義務が課されている非居住者等（特定外国投資家）については、安全保障上のリスクが高いことから、免除制度を利用することができない。

3. 本改正案の提出の経緯及び概要

（1）提出の経緯

令和元年改正法附則第6条では、施行後5年を経過した場合において、施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、検討を加え、必要な措置を講ずるものと規定されており、令和7年5月で令和元年外為法改正の施行から5年を迎えた。同月14日、外為審は、財務大臣及び関係大臣から諮問を受け、これまでの施行状況や安全保障等の環境変化を踏まえ、対内直接投資審査制度の見直しについて議論を行うこととなった。

こうした中、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）において、2030（令和12）年に対日直接投資残高を120兆円とすること等の目標が掲げられていたほか¹⁹、令和7年10月20日に自由民主党と日本維新の会が交わした連立政権合意書では、「令和八年通常国会で、対日外国投資委員会（日本版CFIUS²⁰）の創設を目指す」ことが明記された。

外為審は、令和8年1月7日、「対内直接投資審査制度等のあり方についての答申」（以下「答申」という。）を取りまとめた。答申では、対内直接投資審査制度の見直しに向けて、施行状況等を踏まえた審査の効率化・実効性確保、安全保障等の環境変化への対応、執行体制・情報発信の強化を提言するとともに、日本版CFIUSの創設について政府の検討が進められていることを踏まえ、省庁横断的な体制を強化することが適当である旨が示された。こうした経緯を踏まえ、政府は令和8年3月17日、本改正案を国会に提出した。

（2）本改正案の概要

本改正案は、審査の実効性の観点、安全保障環境への対応の観点、執行の強化の観点から、対内直接投資審査制度を高度化することを主な内容としている。

¹⁸ 国有企業等は通常、純粋な経済目的以外で投資をする可能性があるため、免除制度の対象外とされる（外為審第45回外国為替等分科会議事録（令2.3.18）における三村副財務官の発言）。

¹⁹ なお、令和7年末の対日直接投資残高は、前年末から約5.1兆円増加し、約58.6兆円となった（財務省「令和7年末本邦対外資産負債残高増減要因（試算）」（令8.5.26））。

²⁰ 対米外国投資委員会（CFIUS: The Committee on Foreign Investments in the United States）については、3.（2）オを参照。

ア リスク軽減措置の明確化

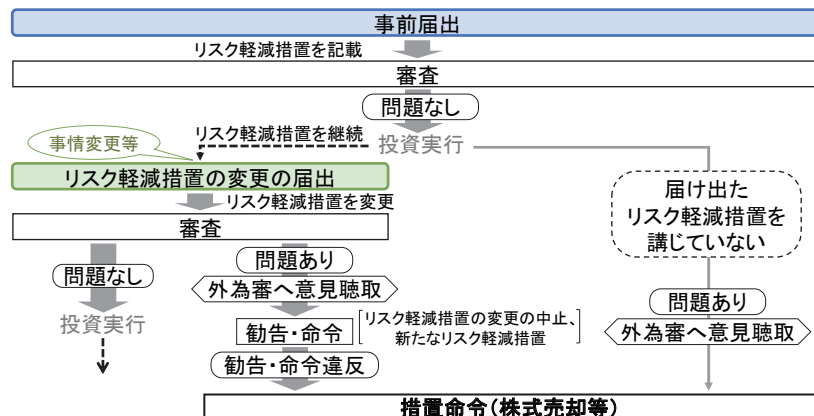
これまで、事前届出審査において国の安全保障上の懸念を払拭できないと判断された対内直接投資等又は特定取得であっても、実務的には、外国投資家が届出書にリスク軽減措置²¹を追記し、再届出をする運用が行われてきた。他方で、リスク軽減措置は法令上の届出事項として明示されておらず²²、投資実行後、事情変更等によりその内容を変更する場合の手續等も明確ではなかった。また、審査過程でリスク軽減措置を追記し、再届出をする場合、投資禁止期間は再届出の受理日から起算されるため、審査期間の予見可能性に課題があった。

本改正案では、リスク軽減措置を事前届出の届出事項として法令上明確化するとともに²³、審査過程（投資禁止期間中）においてリスク軽減措置の修正の届出ができることとし²⁴、その際の投資禁止期間は当初の届出の受理日から起算することとしている²⁵。また、勧告・命令の対象にリスク軽減措置の修正を含めることを明確化することとしている²⁶。

届け出たリスク軽減措置について、投資実行後（投資禁止期間の満了後）に変更しようとする場合には、変更の届出を義務付け、改めて審査を行い、審査の結果、必要な場合には、変更の中止や新たなリスク軽減措置の勧告・命令を行うことができることとしている²⁷。さらに、外国投資家が届け出たリスク軽減措置を講じていない場合等には、取得した株式等の処分などの必要な措置を命ずることができることとしている²⁸（図表2）。

なお、特定取得についても同様の改正を行うこととしている²⁹。

図表2 リスク軽減措置の変更に関する手續等のイメージ



（出所）本改正案要綱を基に筆者作成

²¹ 届出書の「経営関与の方法」の欄に記載される例が多く、具体例としては、外国投資家が外国政府等の影響を受けて、投資対象事業の遂行に関与しないこと等がある。実務運用の詳細については、前掲注14を参照。

²² 主要国では、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、カナダなど、法令においてリスク軽減措置に関する取扱いが整備されている例が存在する（外為審第65回外国為替等分科会資料2－2（令7.11.20）8頁）。

²³ 改正後の外為法第27条第1項第4号

²⁴ 改正後の外為法第27条の3第1項

²⁵ 投資禁止期間の終了間際にリスク軽減措置の修正の届出があった場合に備え、投資禁止期間は、当該修正の届出から14日を経過する日までの期間を確保することとしている（改正後の外為法第27条の3第2項）。

²⁶ 改正後の外為法第27条第5項、第10項等

²⁷ 改正後の外為法第27条の4

²⁸ 改正後の外為法第29条第1項第3号、第5項、第6項

²⁹ 改正後の外為法第28条、第28条の3、第28条の4等

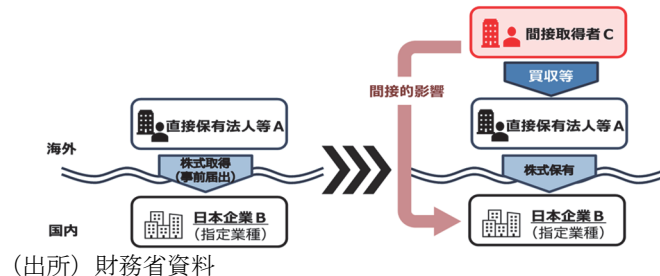
イ 間接的な投資の捕捉

国の安全保障上懸念のある技術を有する本邦企業の親会社が外国法人等である場合に、別の外国投資家が当該親会社ごと買収するケースが想定される（図表3）。この場合、当該外国投資家は、間接的に本邦企業の株式等を取得することとなるが、買収の対象が本邦企業ではないため、これまで事前届出や審査の対象とされていなかった³⁰。

本改正案では、外国投資家が、本邦企業の議決権等を保有する外国法人等（直接保有法人等）を買収等により支配することを通じて、本邦企業の議決権等を間接的に取得するような場合に、事前届出を求めることとしている³¹。本邦企業が上場会社の場合は、直接保有法人等が保有する本邦企業の議決権等が1%以上である場合に、外国投資家（間接取得者）に対し事前届出を義務付けることを原則とすることとしている³²。ただし、間接取得者が、典型的に審査の必要性が高い外国投資家（免除制度が利用できない外国投資家）に該当しない場合には、直接保有法人等が保有する本邦企業の議決権等が50%未満であれば、手続を不要とすることが政令で定められる予定である。

加えて、国の安全等を損なうおそれが現に生じており、間接取得者に対する命令によってはそのおそれに対応することができない場合には、直接保有法人等に対し、取得した本邦企業の株式等の処分などの必要な措置を命ずることができることとしている³³。また、直接保有法人等に対し、自らの最終親会社等の変更について事後報告を求めることが、政省令で定められる予定である³⁴。

図表3 本邦企業への間接的な投資のイメージ



ウ 外国政府等の支配・影響下にある投資活動の捕捉

本邦企業であっても、外国法人等により議決権の50%以上が保有されている場合は、

³⁰ 主要国では、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、カナダ等において、自国の事業者に対する間接的な支配権の取得に対し、審査を行うことができる制度が整備されている（外為審第65回外国為替等分科会資料2-2（令7.11.20）13頁）。

³¹ 具体的には、「対内直接投資等」の定義に、①間接取得者による、直接保有法人等（又はその親会社等）の50%以上の議決権を取得する行為、②間接取得者の関係者が直接保有法人等（又はその親会社等）の役員の過半数を占める行為を加えることとしている（改正後の外為法第26条第2項第9号、第10号）。

³² 本邦企業が非上場会社の場合は、直接保有法人等が本邦企業の株式又は持分を保有している場合に（閾値なし）、間接取得者に対し事前届出を義務付けることとしている。

³³ 改正後の外為法第29条第9項

³⁴ 間接取得者及び直接保有法人等のいずれも外国企業であり、外・外の取引を実効的に捕捉、中止することが仮にできなかった場合のバックアップ体制として、直接保有法人等の最終親会社等の変更について事後報告を求め、必要があれば、直接保有法人等に対し本邦企業の株式売却等を命ずることができることとしている（第221回国会参議院財政金融委員会会議録第10号19頁（令8.5.28））。

外国投資家に該当し³⁵、指定業種への投資等について事前届出が求められている。また、外国投資家以外の者（本邦企業や居住者等）が外国投資家のために行う指定業種への投資等についても、本邦企業等を外国投資家とみなし、事前届出を求めている³⁶。

本改正案では、規制の潜脱防止の観点から³⁷、上記に該当しない対内直接投資等であっても、外国投資家以外の者が、非居住者等の支配・影響下において、実質的に一体となって投資等を行っていると思われる場合には、外国投資家以外の者を外国投資家とみなすこととしている³⁸。新たに外国投資家とみなすことになる類型は、①契約又は外国の法令その他これに類するものに基づき行われるもの、②非居住者等との特別の関係に基づき行われるもの³⁹などが、政令において具体化される予定である。

また、リスクに応じた制度設計を行う観点から、新たに外国投資家とみなす者が行う対内直接投資等のうち、類型的に特にリスクの高い非居住者等（免除制度が利用できない外国投資家）の支配・影響下で行われるものに限り、事前届出の対象とすることが、政令で定められる予定である。

なお、特定取得についても同様の改正を行うこととしている⁴⁰。

エ 非指定業種への投資に関するリスクへの対応措置の新設

非指定業種を営む本邦企業への投資等は、事前届出義務の対象外となり、株式又は議決権取得比率が10%以上となる場合には事後報告を求めている。一方で、これまでは、仮に事後的に国の安全を損なう事態を生ずるおそれが認められるような場合であっても、勧告・命令等の措置を講ずることができない状態となっていた⁴¹。

本改正案では、非指定業種への対内直接投資等又は特定取得のうち、国際情勢の変化その他の事由により、国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい投資等（国の安全に係る投資等）に該当するかを確認する必要がある場合には、国際約束との整合性を確保しつつ、投資実行後5年間に限り、外国投資家に対し報告を求めることができることとしている⁴²。

その上で、国の安全に係る投資等に該当すると認められる場合には、外為審の意見聴取を経て、取得した株式等の処分など、必要な措置に関する勧告・命令を行うことがで

³⁵ 外為法第26条第1項第3号

³⁶ 外為法第27条第14項、第28条第9項

³⁷ 実際に、日本の居住者の親族が外国政府関係者であって、本来であれば重要な技術流出防止等の観点から審査すべきであったと考えられる事例があったとされる（第221回国会参議院財政金融委員会会議録第10号12～13頁（令8.5.28））。

³⁸ 改正後の外為法第27条第14項

³⁹ 特別の関係にある非居住者等の指示で行うもの、事業や特定技術の譲渡を目的として行うものなど。「特別の関係」については、非居住者等と親族関係や雇用関係等があること、外国政府等の行う情報収集活動に協力する義務を負っていることなどが、政令で定められる予定である。

⁴⁰ 改正後の外為法第28条第9項

⁴¹ 主要国では、アメリカ、イギリス、ドイツ、カナダなど、事前届出義務がない投資について、投資後に必要に応じて介入することのできる制度が設けられている例が存在する（外為審第66回外国為替等分科会資料2－2（令7.12.12）10頁）。

⁴² 改正後の外為法第29条の2第1項、第11項。具体例として、感染症が蔓延する事態においてマスクや医療薬品が生活必需品となる場合にマスクに関連する業種（通常は非指定業種）への投資を報告対象とすることが挙げられている（外為審第66回外国為替等分科会議事録（令7.12.12）における春木国際局調査課長の発言）。

きることとしている⁴³。また、国の安全を損なう事態を生ずるおそれが著しく大きいため、緊急に措置を採る必要がある場合には、外為審の意見聴取を経て、勧告等を経ず、直ちに必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとしている⁴⁴。

なお、本改正と併せて、投資家の予見可能性と確立した投資財産の法的安定性を確保する観点から、報告等の対象は、典型的に特にリスクが高い外国投資家（免除制度が利用できない外国投資家）による株式又は議決権の10%以上の取得等に限定することが政令で定められる予定である。

オ 省庁横断的な執行体制の強化（対日外国投資委員会の創設）

財務大臣及び事業所管大臣は、対内直接投資等又は特定取得に関して、関係行政機関の長に対し情報提供等の協力を求めることができ、関係行政機関の長も財務大臣及び事業所管大臣に対し意見を述べるができる⁴⁵。また、相互主義に基づく外国当局への情報提供等も可能とされ⁴⁶、国内外の関係機関との連携強化が図られている。加えて、近年当局では、対内直接投資に係る知見の共有等を目的として、関係省庁会議を定期的開催している⁴⁷。

他方、米国における投資管理制度の執行機関である対米外国投資委員会（CFIUS）は、複数の省庁により構成されており、外国投資家からの一定の要件を満たす投資・買収に関して、国家安全保障の観点から審査する権限を有している⁴⁸。CFIUSが審査する各取引は、議長を務める米国財務省が主導機関となって審査を実施し、通常、審査対象となる取引に関わる問題に応じて他の共同主導機関が選任されるなど、省庁横断的な体制となっている⁴⁹（図表4）。

こうした米国の制度も参考に、政府は、現在の関係省庁会議を発展的に改組し、対日外国投資委員会（いわゆる日本版CFIUS）を創設することで⁵⁰、省庁横断的な審査体制の強化を図ることとしている⁵¹（図表4）。同委員会の省庁横断的な執行体制を法制上

⁴³ 改正後の外為法第29条の2第2項、第6項。また、報告の求めに対し、外国投資家が正当な理由なく当該求めに応じない場合、又は虚偽の報告をした場合には、外為審の意見聴取を経て、取得した株式等の処分など、必要な措置を勧告することができることとしている（改正後の外為法第29条の2第3項）。

⁴⁴ 改正後の外為法第29条の2第9項

⁴⁵ 外為法第69条の3。令和元年外為法改正で関係規定が追加された。

⁴⁶ 改正前の外為法第69条の4（改正後の外為法では第69条の5）。令和元年外為法改正で新設された。

⁴⁷ 政府は、令和3年7月、国家安全保障局と財務省を共同議長として、米国CFIUS類似の関係省庁会議を設置し、定期的に関係省庁が対内直接投資の動向や審査手法等に係る知見の共有等を行うほか、必要に応じて、各省庁横断の事前届出審査を実施している（第208回国会衆議院内閣委員会経済産業委員会連合審査会議録第1号3頁（令4.3.29））。

⁴⁸ CFIUSは、外国投資家からの投資等が米国の国家安全保障に対する悪影響があると判断した場合には、大統領に対して対象取引の中止、禁止、又は取消しを命じることを勧告でき、大統領はこの勧告を受けて、当事者に対し命令を発出することができる（石田雅彦ほか「CFIUSをめぐる最新動向と日本企業への影響」『旬刊経理情報』通巻1735号（令7.2.20）34頁）。

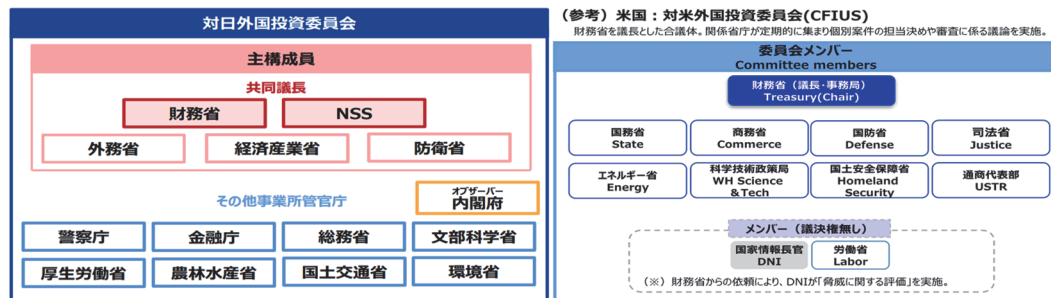
⁴⁹ 例えば、軍事用ハードウェア製造会社に関わる取引に関しては、米国国防省が共同主導機関になる（大川信太郎「日米における対内直接投資規制及び対外直接投資規制の最新動向」『CISTECジャーナル』通巻214号（令6.11）48頁）。

⁵⁰ 本改正案により新たな行政機関を設置するものではないとされる（第221回国会参議院財政金融委員会会議録第10号20頁（令8.5.28））。

⁵¹ 対日外国投資委員会は令和8年6月29日に設置された。同委員会は、外為法に基づく対内直接投資等に係る事前審査及び事後モニタリング等に際して、国の安全を損なう事態を生ずるおそれ等が認められるか否かに

担保するため、本改正案では、対内直接投資等又は特定取得の審査等において、国の安全等の観点から必要な場合に、財務大臣及び事業所管大臣から関係行政機関の長への意見照会を義務付けることとしている⁵²。このほか、同委員会とインテリジェンス部局との連携の在り方について、今後検討することとしている^{53、54}。

図表 4 対日外国投資委員会と対米外国投資委員会の比較



(出所) 財務省「対日外国投資委員会について」(令8.6.29)、財務省資料を一部加工

4. 主な国会論議

本改正案は、衆議院財務金融委員会において、令和8年4月22日に趣旨説明、5月13日に質疑、採決が行われ、同月14日の衆議院本会議において多数をもって可決された。同日参議院に送付され、参議院財政金融委員会において、同月26日に趣旨説明、同月28日に質疑、討論、採決が行われ、同月29日の参議院本会議において多数をもって可決、成立した。なお、衆参両院の委員会において、本改正案に対する附帯決議が付された。

以下、本改正案の委員会質疑における委員からの指摘及び財務省を始めとする政府答弁を整理し、本改正案に関連する主な論点を紹介する。

(1) リスク軽減措置の明確化

ア 具体的な事例等を公表する必要性

法令上のリスク軽減措置に係る規定のみでは、実務経験の少ない外国投資家等にとって分かりにくく、リスク軽減措置の具体例等を公表する必要があるとの指摘があった。

これに対し、財務省は、リスク軽減措置の要否の判断や内容については、投資先企業の営む事業の具体的内容や外国投資家の属性を含め、個別の状況を踏まえた検討が必要

について確認が必要な場合その他省庁横断的な連携が必要な場合において、構成員(オブザーバーを含む。)の意見や情報を集約し検討を行うものとしている(「対日外国投資委員会の設置について」(令和8年6月29日関係省庁等申合せ))。

⁵² 改正後の外為法第69条の4

⁵³ 第221回国会(特別会)において、インテリジェンスの司令塔機能を強化するため、内閣に国家情報会議を設置するとともに、内閣情報調査室を発展的に解消し、同会議の事務局となる官邸直属の情報機関として国家情報局を設置することなどを定める国家情報会議設置法案が可決・成立し、令和8年7月31日に施行された(令和8年法律第28号)。国家情報局は、自ら情報の収集調査に当たるとともに、関係行政機関による情報活動の総合調整や、省庁横断的な施策の企画立案等を行うこととされる(内閣官房ウェブサイト<https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/nic_nib.html#03>)。

⁵⁴ 財務省が対日外国投資委員会との連携の在り方を検討することとしているインテリジェンス部局には、概念上国家情報局も含まれ得るとしている(第221回国会参議院財政金融委員会会議録第10号16頁(令8.5.28))。

であり、画一的な基準等を設けることは困難であるとしている。その上で、外国投資家の予見可能性の観点から、リスク軽減措置の内容として想定される類型や具体例をガイドライン等の形で示していきたいとしている⁵⁵。

イ 遵守状況の確実なモニタリング

リスク軽減措置が法令上の届出事項となることで、これまで以上に執行状況の確認を確実に行うことが重要となるとの指摘があった。

これに対し、財務省は、現行制度においても、リスク軽減措置が付されている事前届出書については、財務省や事業所管省庁において、届出を行った外国投資家への質問状の送付や、外国投資家や投資先企業に対する現地ヒアリング等を通じたモニタリングを実施しているとしている。また、本改正案では、外国投資家がリスク軽減措置を変更しようとする場合に変更の届出を義務付けており、こうした措置もリスク軽減措置の遵守状況のモニタリングに資するものとしている⁵⁶。

(2) 間接的な投資の捕捉

ア 取引を実効的に捕捉するための方策

間接的な投資を捕捉するに当たり、高度な情報収集が必要であるとの指摘や、国外を含めた出資者が連なる多層構造の実態をどのように把握するのかといった指摘など、規制の実効性への懸念が示された⁵⁷。

こうした指摘に対し、財務省は、間接取得者がM&A等のデューデリジェンス⁵⁸を行う中で、日本企業の株式を間接的に取得することについて、事前届出の義務が課されていることを認識することは可能であるとしている⁵⁹。加えて、審査の適切な執行に資するよう外国執行当局と情報交換等の連携を図っているとして、間接的な投資に係る情報交換も含めた連携強化に今後も取り組んでいくとしている⁶⁰。

イ 当事者からの事前届出がない取引を捕捉するための方策

仮に、間接的な投資に係る取引当事者から届出がない場合、直接保有法人等が上場等により情報を公開していない限り、間接的な投資の捕捉は難しいのではないかと指摘があった。

これに対し、財務省は、届出に当たっては、国内に代理人を置くこととするとともに⁶¹、

⁵⁵ 第221回国会参議院財政金融委員会会議録第10号2～3頁（令8.5.28）

⁵⁶ 第221回国会衆議院財務金融委員会議録第9号21～22頁（令8.5.13）。なお、変更の届出を義務付けることで、外国投資家にとって事情変更等に応じた対応が可能となる一方、当局は、変更の届出を国の安全等の観点から審査し、事後モニタリングが容易になるとされる（外為審第65回外国為替等分科会資料2－2（令7.11.20）7頁）。

⁵⁷ 第221回国会衆議院財務金融委員会議録第9号2頁（令8.5.13）、第221回国会参議院財政金融委員会会議録第10号3頁（令8.5.28）等

⁵⁸ 出資者や提携を検討する事業者等の側において、対象会社のリスク評価及び価値評価のための調査と検証を行うこと（経済産業省「産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会中間報告」（令元.10.8）14頁）。

⁵⁹ M&A等の実務において、外為法上の事前届出を行う必要があるかどうかは、取引のスケジュール等にも影響するため、取引プロセスにおける初期段階において検討することになるとされる（前掲注14、115頁）。

⁶⁰ 第221回国会衆議院財務金融委員会議録第9号6頁（令8.5.13）

⁶¹ 改正前においても、外国投資家が非居住者の場合は、居住者である代理人が対内直接投資等又は特定取得の

指定業種を営む日本企業や外国投資家に係る公開情報等を活用した無届け事案の検知に努めているとしている。また、引き続き、外国投資家に対して丁寧に改正内容等の説明を行うよう努めるほか、財務局を始めとする地方支分部局を活用し、投資先の日本企業への訪問等を通じて、制度の周知や無届けの検知に努めていきたいとしている⁶²。

（３）外国政府等の支配・影響下にある投資活動を実効的に捕捉するための方策

外国政府等の支配、影響下にある投資活動の捕捉についても、規制の実効性への懸念が示された。その中で、外国投資家以外の者と非居住者等との特別の関係を捕捉するに当たり、外国政府等の行う情報収集活動に協力する義務を負う場合、そのこと自体が秘密にされていると考えられ、どのように暴くのかとの指摘や、非居住者等との間の家族関係や雇用関係等の情報をつかむには、政府の情報収集能力が求められるとの指摘があった⁶³。

こうした指摘に対し、財務省は、特別の関係については、必ずしも表面的には明らかでないものも多いため、財務局を始めとする地方支分部局を通じた、日本企業に対する投資動向等に係る情報収集や分析、関係機関との情報連携を通じた調査機能の強化に取り組むとしている。なお、本改正により規定を整備することで、規制の潜脱に対する牽制、抑止効果も一定程度期待できるとしている⁶⁴。

（４）非指定業種への投資に関するリスクへの対応措置の新設

ア 健全な投資活動の萎縮への懸念

事前届出の対象ではない非指定業種への対応拡大により、健全な投資活動を萎縮させるとの懸念に対し、財務省は、本改正により措置する対象範囲は、政令において、外国政府等の類型的に特にリスクの高い投資家に限定することとしており、一般的な機関投資家のような投資家については、基本的に影響は及ばないとしている⁶⁵。

イ 恣意的な運用防止のため明確な基準を示す必要性

非指定業種への投資について、「国際情勢の変化その他の事由」⁶⁶との定義が抽象的であり、政府の恣意的な運用を防ぐ明確な基準を示すべきではないかとの指摘があった。

これに対し、財務省は、非指定業種への投資に係る報告徴収については、国際情勢の変化等があったかどうかではなく、国の安全を損なう事態が生ずるおそれが認められるかを確認することに主眼があるとしている。その上で、国の安全を損なう事態が生ずるおそれが認められるかどうかについては、個別の事情を踏まえた判断が必要になることから、あらかじめ画一的、具体的な基準を設けることは困難であるものの、想定される類型や具体例をガイドライン等により示していきたいとしている⁶⁷。

事前届出を行うことが政令で定められていた。

⁶² 第221回国会衆議院財務金融委員会議録第9号21頁（令8.5.13）

⁶³ 第221回国会衆議院財務金融委員会議録第9号6～7頁、19頁（令8.5.13）等

⁶⁴ 第221回国会衆議院財務金融委員会議録第9号19頁（令8.5.13）

⁶⁵ 第221回国会衆議院財務金融委員会議録第9号22頁（令8.5.13）

⁶⁶ 改正後の外為法第29条の2第1項に規定されている。前掲注42を参照。

⁶⁷ 第221回国会衆議院財務金融委員会議録第9号9頁（令8.5.13）

（５）対日外国投資委員会の創設

ア 運営の在り方

対日外国投資委員会の具体的な運営の在り方について、財務省は、今後検討していくとしつつ、取り上げるべき案件は、投資先企業の営む業種、保有する技術の国の安全等に係る重要性、外国投資家の属性、取得する株式等の割合等に基づき、総合的に判断することとなるとしている。また、実際の審査に当たっては、国の安全の確保等の観点から、生産基盤や技術基盤の維持に与える影響、技術や情報が流出する可能性を考慮し、政府全体で知見を集約して総合的な審査を行うことができるよう、体制を整備していくとしている⁶⁸。

イ 省庁間の連携の在り方

対日外国投資委員会について、財務省は、制度所管官庁である財務省と、安全保障政策の総合調整を担う国家安全保障局を共同議長とし、重要物資のサプライチェーン等の知見を有する経済産業省、防衛産業のサプライチェーンや安全保障上の機微技術等の知見を有する防衛省、国際情勢等の知見を有する外務省を主構成員とした上で、その他の事業所管省庁の参加も得て運営していくことを検討しているとしている⁶⁹。

また、科学技術全体の知見を有する内閣府の科学技術担当部局が、対日外国投資委員会に参与すべきである旨の指摘に対し、財務省は、科学技術に係る事業所管省庁は経済産業省や文部科学省が該当し、必要に応じて関係機関の協力を得て、科学技術関係の知見を集約して審査に生かしていきたいとしている⁷⁰。

ウ 情報機関との連携の在り方

情報機関と連携していく必要性について、財務省は、一般論として、情報機関に対しては、審査の高度化に向けて、審査対象となっている対内直接投資等に関連する情報の提供を期待しており、具体的には、事業所管省庁が保有している情報に加えて、外国投資家の属性を始めとする多くの情報を基に、より実効的な審査のため、情報機関との連携が必要であるとしている⁷¹。

エ 情報機関の関与に係る懸念

対日外国投資委員会の審査において、情報機関が違法な手段で収集した情報を基に誤った判断が行われる懸念や、情報機関と連携する本改正により、不透明な判断や政治的介入が強まる懸念が指摘された。

こうした指摘に対し、片山財務大臣は、仮に今後、情報機関等との連携により、対内直接投資等に関連する情報の提供を受けた場合であっても、外為法上の審査や勧告、命令の判断は財務省と事業所管省庁が責任を持って行うとしており、そこに不透明な判断や政治的介入が強まることは決してないとしている。また、投資の中止命令を始めとする不利益処分についても、行政不服審査法に基づく審査請求等の手続が保障されている

⁶⁸ 第221回国会衆議院財務金融委員会議録第9号13頁（令8.5.13）

⁶⁹ 第221回国会衆議院財務金融委員会議録第9号13頁（令8.5.13）

⁷⁰ 第221回国会衆議院財務金融委員会議録第9号7頁（令8.5.13）。なお、衆参の附帯決議では、「科学技術担当部局を含め省庁横断的な審査体制を強化すること」が内容に盛り込まれた。

⁷¹ 第221回国会参議院財政金融委員会議録第10号16頁（令8.5.28）

としている⁷²。

（６）法改正事項以外の論点

ア 事前届出件数の増加の要因

我が国の事前届出件数は増加傾向にあり⁷³、諸外国との比較でも多くなっている。その要因として、財務省は、日本の対内直接投資審査制度が、投資家の予見可能性や投資財産の法的安定性の観点から、指定業種を対象とした事前審査に力点を置いたものとなっていること⁷⁴、令和元年８月に情報通信技術関連業種を広く指定業種に追加したこと⁷⁵、令和元年外為法改正において、役員選任に対する同意等の株主行為を事前届出の対象としたことなどが影響しているとしている⁷⁶。なお、こうした状況を踏まえ、本改正の施行と併せて、下位法令の見直しを行う予定であるとしている⁷⁷。

イ 財務省及び経済産業省における審査体制の強化に向けた取組

舞立財務副大臣は、令和２年に投資企画審査室を新設して以降、本省、財務局が共に対内直接投資審査の執行体制に係る定員を増加させているほか、専門性の向上に向け、担当者向けの研修を実施するなど、執行体制の強化を図っている⁷⁸としている。今後についても、省庁横断的な審査を強化した上で、審査や事後のモニタリングに当たり必要な人員体制の強化を含め、実効性のある制度運用を確保していきたいとしている。

また、経済産業省は、地方経済産業局の担当者向けに研修を実施しているほか、関係省庁や地方経済産業局とも連携し、全国の企業や大学向けに令和７年度は約50件のセミナーを開催するなど、経済安全保障や対内直接投資審査制度の重要性に関するアウトリーチを積極的に実施しているとしている。今後についても、こうした取組を強化する

⁷² 第221回国会参議院財政金融委員会会議録第10号17頁（令8.5.28）。外為法に係る不利益処分については、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づき、処分の名あて人に対して処分前に弁明の機会を与えるとともに、処分の理由を示さなければならないこととされているほか、処分の名あて人は行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき不服を申し立てることができることとされている（第221回国会参議院財政金融委員会会議録第10号21頁（令8.5.28））。

⁷³ 令和７年度事前届出件数は3,401件であり、平成30年度の594件から５倍以上増加した（年次報告書25頁）。

⁷⁴ 諸外国では義務的届出の範囲が相対的に狭い中で、それ以外の範囲において、職権審査を始めとする事後介入が相対的に広範な範囲で認められる一方、日本は指定業種が相対的に広く、非指定業種が相対的に狭いとされる（外為審第66回外国為替等分科会議事録（令7.12.12）における宮地大臣官房企画官の発言）。

⁷⁵ 諸外国において、原発や軍事用に使われる機器に不正プログラムが仕掛けられていた事例など、汎用的なチップやソフトウェア等により機微情報を搾取しようとする事例等が発生し、サイバーセキュリティの確保の重要性が高まっていることなどを踏まえ、半導体製造やソフトウェア等のサイバー関連業種が指定業種に追加された（年次報告書8頁）。

⁷⁶ 第221回国会参議院財政金融委員会会議録第10号10頁（令8.5.28）。令和６年度の行為別事前届出件数2,903件のうち、役員選任の同意の届出は1,034件（うち再任に係る同意658件）であった。また、同年度の業種別事前届出件数3,706件（複数業種にまたがる届出は延べ数で算出）のうち、約56%が情報通信技術関連業種の届出であった（外為審第64回外国為替等分科会資料2－2（令7.10.31）4頁）。

⁷⁷ 情報通信技術関連業種の指定について、サイバーセキュリティ対策等の観点から真に必要性が認められるものに限定することや、役員選任の同意について、既に届出をした者の再任については、特段の事情変更がない場合、届出を不要とすることなどを検討しているとしている（第221回国会参議院財政金融委員会会議録第10号10頁（令8.5.28））。

⁷⁸ 財務局では、令和４年から担当を配置し、対内直接投資審査制度に関する説明会の実施等による制度周知や、相談・情報提供窓口の設置等を通じた相談・情報収集等が行われている（年次報告書22頁）。

とともに、必要な体制整備も含めて、執行に万全を期していきたいとしている⁷⁹。

ウ AI等のデジタル技術の活用

本改正案により審査内容が高度化し、事後モニタリングの必要性も増すことで、担当部局の人員が不足する場合、AIの活用も一つの課題であるとの指摘に対し、片山財務大臣は、答申におけるデジタル技術の活用に関する提言⁸⁰も踏まえ、届出書等のオンライン提出促進に向けた取組を進めるとともに、効率的なデータ分析等、投資審査におけるデジタル技術の活用についても検討を進めているとしている⁸¹。

エ 中小企業等に対する対内直接投資審査制度の周知の重要性

中小企業や零細企業に対する制度周知の重要性についての指摘⁸²に対し、財務省は、全国に所在する財務局を活用し、管内企業を訪問の上、投資審査制度の周知活動を行うほか、企業からの相談・情報提供窓口の設置や、経済産業局、地方の県警等とも連携し、国外への技術流出防止策等の周知を目的とした経済安全保障セミナーを開催するなど、積極的に周知広報活動を行ってきているとしている。今後についても、引き続き、財務局だけでなく、関係省庁の出先機関とも連携しつつ周知活動を行うことで、制度の不知による国の安全等に関わる重要な技術の流出が生じないよう対応していくとしている⁸³。

オ 対内直接投資審査制度の透明性や予見可能性の向上に向けた取組

対内直接投資等に関する個別事案は、外為審の下に設置される外資特別部会において非公開で調査審議が行われている。外為審による勧告・命令の判断基準や議事要旨等について、可能な限り公開し、外部の検証に堪え得る仕組みをどう担保するかが重要であるとの指摘に対し、片山財務大臣は、個別案件に係る議論の詳細の公開については、投資先企業が有する安全保障上の機微情報等の開示につながるおそれや、投資先企業の市場価格への影響等の観点から慎重であるべきとしている。一方で、運用に係るガイドライン等を整備すること、投資審査制度に係る年次報告書⁸⁴を通じて執行状況等を公表することを通じて、引き続き、投資審査制度の透明性や予見可能性の向上に取り組んでいきたいとしている⁸⁵。

⁷⁹ 第221回国会参議院財政金融委員会会議録第10号2頁（令8.5.28）

⁸⁰ 答申では、業務効率化等の観点から届出書類等のオンライン提出促進に向けた取組を進めること、他省庁等における事例も踏まえたデジタル技術の更なる活用について検討することが適当であるとされ、令和10年度をめどに導入が予定される事前届出書等の提出に係る新システムの活用についても言及があった（答申5頁）。

⁸¹ 第221回国会衆議院財務金融委員会会議録第9号19～20頁（令8.5.13）。衆参の附帯決議では、「業務効率化等の観点から届出書類等のオンライン提出促進に向けた取組を進めるとともに、他省庁等における事例も踏まえてデジタル技術の更なる活用について検討し、蓄積された情報を活用して効率的な分析や事後モニタリングを実施すること。」とされた。

⁸² 審議会においても、特に中小企業や非上場企業においては、資本関係に関するリスク管理が必ずしも十分でないケースや、懸念を持ちながらも相談に至らないケースもあるのではないかと指摘があった（外為審第65回外国為替等分科会議事録（令7.11.20）における杉山委員の発言）。

⁸³ 第221回国会参議院財政金融委員会会議録第10号6頁（令8.5.28）。参議院の附帯決議では、「我が国の安全等に関わる技術を有する中小企業に対し、対内直接投資審査制度の理解を深めるため、制度の周知・相談対応の充実を図ること。」とされた。なお、令和7年度の無届け件数は580件であり、実態としては、制度の不知からくる悪質性の低い軽微な届出漏れが相当程度存在するとされる（年次報告書30頁）。

⁸⁴ 財務省は、令和5年度分から、投資審査制度に係る年次報告書を英語版とともに作成・公表している。

⁸⁵ 第221回国会衆議院財務金融委員会会議録第9号10頁（令8.5.13）。衆参の附帯決議では、「対内直接投資審査制度における審査の基準や考慮要素については、自由で公正な投資環境を担保し予見可能性を高める観点か

5. おわりに

本改正案は、諸外国の法令との関係で十分ではなかった点を含めて審査対象を拡大し⁸⁶、省庁横断的な審査体制を強化するなど、対内直接投資審査制度の制度面、執行面からの高度化を図ろうとするものである。本改正案について、片山財務大臣は、リスクの程度に応じてメリハリをつけ、バランスの取れた制度となっているとの認識を示した⁸⁷。

世界の安全保障環境が厳しさを増す中、経済安全保障上のリスクに確実に対応するためには、制度の実効性を確保することが不可欠である。我が国の対内直接投資審査制度は、事前審査を中心とする制度であるが、リスク軽減措置の明確化等により、事後モニタリングの重要性は一層高まるものと考えられる。こうした事後モニタリングを確実に実施するためにも、関係機関との情報連携等を通じた調査機能の強化や専門人材の確保に加え、デジタル技術の活用等により、当局の監視・執行能力の更なる充実に努める必要があろう。

このように、経済安全保障を確保するとともに、対内直接投資を一層促進していくためには、外国投資家の予見可能性を確保することも重要である。対日外国投資委員会の運営においては、情報機関との連携や関係閣僚の参加が想定されているが⁸⁸、こうした審査体制においても、審査に係る判断の理由を可能な限り丁寧に説明するなど、透明性の高い制度の運用を通じ、市場の信頼を着実に得ていくことが求められよう。また、外国投資家にとって外為法は難解であるとの指摘もある⁸⁹。外国投資家の投資意欲を損なわないためにも、ガイドライン等による審査基準の明確化を始め、市場関係者への丁寧な説明と対話を継続していく必要がある⁹⁰。

改正法附則第8条では、本法施行後5年を経過した場合において、施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、検討を加え、必要な措置を講ずるものとされている。引き続き、安全保障環境や技術革新、諸外国の対内直接投資規制等の変化に応じて、対内直接投資審査制度及びその運用を不断に見直していくことが求められる。

(せと かづき)

ら、可能な限りの透明化の努力を続けること。」とされた。なお、財務省は、対内直接投資審査において政府が勧告・命令を行う場合について、制度運用の透明性を図る観点から情報開示の在り方を整理し、公表している（年次報告書29頁）。

⁸⁶ 本改正により、間接投資の捕捉や非指定業種への介入など、諸外国の法令との関係で日本が不足していると指摘されてきた課題に対しアプローチすることで、水準感としては諸外国に並ぶものになるのではないかとする見解がある（外為審第65回外国為替等分科会議事録（令7.11.20）における春木国際局調査課長の発言）。

⁸⁷ 第221回国会衆議院財務金融委員会議録第9号16頁（令8.5.13）

⁸⁸ 対日外国投資委員会の運営について、片山財務大臣は、通常の委員会の運営は事務方において行うこととし、懸念事例の共有など、必要に応じて関係閣僚の参加も得て開催することを考えているとしている（対日外国投資委員会議事録（令8.6.29）1頁）。

⁸⁹ 外為法令は、①関連法令等の改正が頻繁である、②関連法令等が多岐にわたり難解であるという2つの特徴があるとの見解がある（前掲注14、6頁）。また、外為法の規制は、法律、政令、省令に加えて、告示、通達・ガイドライン等をチェックしないと内容の理解が困難である一方で、米国では、日本の政令に対応する米国輸出管理規則（EAR）を見れば、規制内容から手続までほぼ網羅的に分かるようになっており、対照的であるとする見解がある（中崎隆編著「詳説外為法・貿易関係法」（中央経済社、令和3年）8頁）。

⁹⁰ 衆参の附帯決議では、「本法改正の必要性を含めた趣旨について、市場関係者にわかりやすいものとなるよう、引き続き丁寧な説明と対話に努めること。」とされた。